

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（厚生労働省社会・援護局援護・業務課）

項目名	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金に関する非課税措置及び差押禁止措置の存続	
税目	所得税、印紙税、国税徴収法	
要 望 の 内 容	<p>戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号。以下「法」という。）に基づく戦没者等の遺族に対する特別弔慰金（以下「特別弔慰金」という。）は、戦没者等の遺族に対し、国として弔慰の意を表すために支給している（5年償還の記名国債を5年ごとに2回交付。）。</p> <p>現行の特別弔慰金国債が令和7年4月に最終償還を迎えることから、令和7年度以降も特別弔慰金の支給を行えるように法改正を行う予定であるが、従来の特別弔慰金制度においてとられていた</p> <p>①特別弔慰金を標準として、租税その他の公課を課さない措置 ②特別弔慰金に関する書類及び特別弔慰金国債を担保とする金銭の貸借に関する書類について、印紙税を課さない措置 ③特別弔慰金を受ける権利及び特別弔慰金として交付を受けた国債について、差押えを禁止する措置</p> <p>を存続することについて要望する。</p> <p><関係条文> 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号）（抄） （差押えの禁止） 第十一条 特別弔慰金を受ける権利及び第五条第一項に規定する国債は、差し押えることができない。 （非課税） 第十二条 租税その他の公課は、特別弔慰金を標準として、課することができない。 2 特別弔慰金に関する書類及び第五条第一項に規定する国債を担保とする金銭の貸借に関する書類には、印紙税を課さない。</p>	
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	ー 百万円 （ ー 百万円） （ ー 百万円）

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>特別弔慰金は、先の大戦において公務等のため国に殉じた軍人軍属及び準軍属の方々に思いをいたし、これらの者の遺族（戦没者等の遺族の中に、恩給法の公務扶助料や援護法の遺族年金等を受給する者がいない場合の、残された遺族）に対して、国として弔慰の意を表すために支給するものである。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>本特別弔慰金については、昭和40年度から継続して支給されており、戦没者等の遺族に対して、国として弔慰の意を表す必要性には変わりがないことから、令和7年度以降も支給を継続する必要がある。</p> <p>また、法第11条及び第12条において、特別弔慰金に係る非課税措置及び差押禁止措置を規定している。これは、弔慰の意を表すために適当とされた法定の額を満額受給できるようにすることで、戦没者等の遺族に対して弔慰の意を表すという特別弔慰金の目的を果たすためのものである。</p> <p>非課税措置及び差押禁止措置を廃止すると、特別弔慰金に係る課税・差押えにより、支給対象者が法定額を満額受給できなくなり、特別弔慰金の目的を果たすことができない。</p> <p>したがって、施策並びに非課税措置及び差押禁止措置の存続が必要である。</p>		
<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p>合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>政策の達成目標</p> <p>租税特別措置の適用又は延長期間</p> <p>同上の期間中の達成目標</p> <p>政策目標の達成状況</p>	<p>基本目標Ⅶ ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること</p> <p>施策大目標3 戦傷病者・戦没者遺族等への援護、戦没者の遺骨の収集等を行うこと</p> <p>施策目標3-1 戦傷病者・戦没者遺族等への援護、戦没者の遺骨の収集等を行うこと</p> <p>戦没者等の遺族に対し、国として弔慰の意を表す。</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>戦没者等の遺族に対して、特別弔慰金を支給することにより、国として弔慰の意を表すという目標が達成されている。</p>
<p>有効性</p>	<p>要望の措置の適用見込み</p> <p>要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)</p>	<p>今回発行する特別弔慰金国債の推計件数は、約60万件。</p> <p>特別弔慰金に係る非課税措置及び差押禁止措置により、弔慰の意を表すために適当とされた法定の額を満額受給できるようにすることは、特別弔慰金の支給により、戦没者等の遺族に対し、弔慰の意を表すという政策目標の達成に必要であると見込まれる。</p>	

相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税についても同様の要望を行っている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	令和7年度概算要求額735百万円（特別弔慰金の支給事務費）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記予算措置は、当該特別弔慰金の支給に要するものであり、本要望による非課税措置及び差押禁止措置実施の前提となる。
	要望の措置の妥当性	非課税措置及び差押禁止措置を講じ、引き続き特別弔慰金の法定額の満額を受給できるようにすることは、戦没者等の遺族に対して国として引き続き弔慰の意を表すという特別弔慰金の目的を達成することにつながる。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	前回法改正（平成27年）以降の特別弔慰金に係る国債の発行件数は約171万3千件。
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	特別弔慰金に係る非課税措置等は、制度創設当初（昭和40年）より講じられてきている。 ※ 直近は平成27年度に要望。	